

登米市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（案）の概要について

1 修正の方針

国の防災基本計画の修正（平成 30 年 6 月）、原子力災害対策指針の改正（平成 30 年 6 月、7 月、10 月）及び県の地域防災計画の修正（平成 31 年 2 月）を踏まえ、防災基本計画及び原子力災害対策指針の反映並びに県地域防災計画との整合を図り、修正するもの。

2 登米市地域防災計画の主な修正内容

(1) 防災基本計画の修正の反映

■文言の整理

- (変更前) 避難所
- (変更後) 指定避難所 など

(新旧対照表：P 4～6、8、10～17)

(2) 原子力災害対策指針の改正の反映

■緊急時活動レベル（EAL）の区分に関する文言の整理

掲載している「緊急事態区分とEALの枠組み」について、いわゆる「冷却告示」の対象施設※が適用外であることを明記（新旧対照表：P 1～2）

※使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設。

■放射線による影響に関する文言の修正

	確定的影響
変更前	_____ 確定的影響を回避し _____
変更後	重篤な 確定的影響を回避し 又は最小化

(新旧対照表：P 1、P3)

	確率的影響
変更前	確率的影響のリスクを 最小限に抑える
変更後	確率的影響のリスクを 低減す る

(新旧対照表：P 3)